戦没者の遺骨収集を着実に推進することを求める件

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた 24 万を超える人々の氏名が刻銘され、そこには宮城県出身者 637 名の氏名も刻まれている。

糸満市摩文仁を中心に広がる沖縄本島南部地域は、昭和47年の本土復帰に伴い、戦争の 悲惨さや平和の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡と しては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。

同地域では、沖縄戦で命を落とした民間人や兵士の遺骨が残されており、戦後 76 年が経過した現在も戦没者の遺骨収集が行われている。そのような場所において、先の大戦で犠牲となった人々の遺骨が混入した土砂を埋立てに使用することになれば、人道上許されることではない。

平成28年3月には、超党派の議員立法により「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が制定され、政府には、国の責務として遺骨を早期に収集することが求められている。

よって、国会及び政府におかれては、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を遵守し、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を着実に推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年3月14日

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)

沖縄基地負担軽減担当

様

仙台市議会議長 赤 間 次 彦